

Title	庭田範秋著, 『保険教育論-その社会学と教育学の融合-』, 昭和60年, 好学社, 226頁, 1,900円
Sub Title	
Author	田畑, 康人
Publisher	
Publication year	1986
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.28, No.6 (1986. 2) ,p.98- 101
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19860225-04053888">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19860225-04053888</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 書評

## 庭田 範秋著『保険教育論——その社会学と教育学の融合——』

(昭和60年 好学社 226頁 定価 1,900)

田 畑 康 人

保険という経済制度は、現代社会においてきわめて重要な地位を占め、今や企業・家計を問わず、それなくして円滑な経済活動はなし得なくなっている。それにもかかわらず、保険に対する正しい認識と知識を持つ者は、ごく少数であり、その偏りも大きい。これは一体何故であろうか。保険に関する正しい知識は、それを利用する者にとって全く不要なのであろうか。保険は他の一般の財やサービスと比較した場合、確かに特殊性を有してはいる。たとえば、私保険にあっては、契約として法的な色彩が強い無形財であり、価格(保険料率)の決定においては、大数の法則に依拠するため、一般消費者には理解しにくく、購入と同時に満足が得られない将来財であること等、その特殊性はある。しかし保険の特殊性ゆえに一般消費者(あるいは将来消費者となる人々)が知ることを拒んでいるとも思えない。否、知ることを拒むどころか、保険に対する正しい知識を求めているというのが事実ではないだろうか。一般消費者→国民が知ろうとしても客観的かつ公正な知識を得る場がない、あるいはきわめて少ないのが実情といえよう。こと保険に関する限り、何故このような状態に陥ってしまったのであろうか。そして今、誰れが何を為すべきなのであろうか。この種の疑問に答えるべく、真剣かつ長期にわたる研究の成果が本書『保険教育論』に結実している。

本書の序文にも示されている通り、「保険教育があって、保険の発展・向上や利用・活用がある」(V頁)。このようなことは、言われてみれば、ごく当然であるが、評者(田畑)は寡聞にしてこの種の言説に接したことはなかった。評者の知る限り学術的な「保険教

育」に関する文献・書物は皆無であって、本書が初の試みであると思われる。この事実だけをとってみても、本書の存在意義は大きく、また貴重である。しかしそれなるが故に、他の類書と比較して論評することが不可能である。評者の知る唯一の類書を挙げるとすれば、生命保険文化センター編『新しい消費者教育を求めて』(1981年、家政教育社)の第三部「消費者教育としての生命保険教育」であるが、これとても庭田教授の手によるものであって、本書にも納められている。したがって、本書評においては、評者のきわめて残薄な保険研究者・保険教育者としての知識と経験に依らざるを得ないことを、あらかじめ断っておかなければならない。

だが本書は、著者の従来の保険研究の成果と無縁ではなく、逆にその延長線上にあることは確かであろう。著者の保険学者としての足跡を大雑把に辿ってみるだけで、それは明かにできよう。まず、保険を現代社会における経済行為・経済現象として捉え、その機能が経済的保障の達成にあるとの本質把握から、保険経済学と保険経営学だけでなく社会保険論にまでその関心が深化・拡大していく。そして国民の経済的保障を達成する上で、現代国家・現代社会として必要不可欠な社会保障に着目しながら、保険理論と社会保障論の融合を試みる。これを成し遂げた後、急変する社会・経済の保険を取り巻く環境変化に対応すべき保険理論の欠如ないし停滞に対し、新たに社会学的観点からの分析を開始していく。保険に対する社会学的な接近の中で、社会を構成する人々の行動が、知識・情報の獲得、即ちその代表的手段である教育と深い関係にある

との認識をもたらしたと推測される。特に、マスコミと保険、コンシューマーリズムと保険といった著者の研究（同著『現代生命保険の課題—保険の経営学と社会学』、昭和54年、東洋経済新報社、および同著『環境変化と生命保険—近未来を生きぬく生活保障事業の条件』、昭和58年、東洋経済新報社などを参照されたい）から、それを窺い知ることができるのである。

ここで、本書の構成を見てみよう。

- 第1章 保険教育概論
- 第2章 社会教育と保険教育
- 第3章 家庭教育と保険教育
- 第4章 学校教育と保険教育
- 第5章 消費者教育と保険教育
- 第6章 保険将来と保険教育
- 第7章 保険学と保険教育
- むすび 保険教育の現場から—臨教審第一次答申を契機に—

上記の構成からも明らかなように、本書は保険教育のなされるべき場所とその対象を中心に議論が展開されていくが、第六章を境に色彩が異なっている。しかし本書をここで二分して理解することには、必ずしも深い意義を持たせることができない。また、評者の立場から率直に言うならば、第7章が最も興味深いとの印象を得たが、本書の斬新さ・新鮮さを公正に伝えようとするならば、各章の展開に応じて紹介することが妥当であると考えられる。

さて第1章では、著者が学生時代に出会った尊敬すべき学者の教育者としての態度を紹介しながら、教育とは何か、そして保険教育はいかに在るべきかという点について、全般的な検討がなされる。まず、「教育とは、それを受けることによって、内にあるもろもろの優れた才能や良い能力が生まれ、成長しえて、その教育を受けた者に発展への可能性を与え、同時に欠けている部分を補って、より完成へと押し進めていく人間の諸活動ならびに行為の総称」（p.12）と規定し、「保険教育が正しく行われ、有効に生かされるかどうかの最初の一步は、保険教育者の持っている保険学理の厳正さや適正さに在る」（p.12）との見解が示される。そして学問的研究態度と教育の関係について、「研究と教育が不可分にして、同等の重要性をもって、関連を保ちながら同時に実施された時に、保険教育において真の効果が上げえる」（p.32）との認識に至

る。これらの見解および表明は、保険研究・保険教育に携わる者にとって、あまりにも厳しい注文であるが、著者が実践し、確実に歩み続けてきた著者自身の態度と一致しているのではあるまいか。

また、著者は、保険企業内・保険業界内で以前から盛んに行われているマーケティング戦略に基づく従業員への保険教育およびそれに引き続く販売活動についても言及している。そこでは、保険が本質的に持つ弱必要性から、販売における“強い”態度は必要であるとしながらも、長期的な視野に立つ公正な保険教育を行うことの重要性を示し、保険企業・保険業界に対し、反省を求めている。これは著者の厳正・公正さの一端を示すばかりでなく、「保険学理の厳正—保険教育の適正・拡張—保険経営の公正—保険利用の普及・向上」（p.39）という図式に対する著者の信頼を示したものとして解釈できよう。

第2章では、上記の図式を原理として、社会という場で実施されるべき保険教育に重点が置かれる。そしてまず、社会教育は、社会の変化を無視して行われてはならないとの考えが表明される。つまり、社会の「変化への適応力と先見性を持つことが社会教育に求められ」（p.44）、「教育が社会と遊離しての一人歩きに終始したときに、時代から乖離した教育としての歪みが指摘されてくる」（p.45）とする。現代社会に生きづく保険およびそれを論ずる保険学理が、その特殊性のみに埋没する傾向がある時、著者の保険教育に対する危惧は大なるものがある。しかも、教育には中立性と自主性が不可欠であるのに対し、「教育の大きな部分が体制支配側とその中核である大資本によって、これまた支配と管理あるいは規制を受けつつある」（p.48）現状に鑑み、著者の危惧は一層拡大する。しかし教育には本質的に自己否定的要素があり、これこそ進歩の原動力であって、「教育を大いに推進して新時代・新しい未来を切り開くには、古いものに属する部分に犠牲と歪み・被害が生ずることは避けられず、……従ってそれに対する社会保障（受け皿としての）が充実されてあらねばならない」（p.50）という。パラダイムの提唱、そして批判、そこにおける発展と否定の中で保険研究者＝保険教育者は生きなければならないのである。そしてこれを実現しながら行われる社会を場とする保険教育の在り方は、対象たる人々のライフ・サイクル、ライフ・ステージに応じ、個人の自立と福祉の追求・充実に寄与するように実施されなければならない。このような理念を前提として、著者

の豊富な経験に照らし、その実施形態を具体的に示している点も実に興味深い。

第3章では、社会の構成単位としての家庭と、そこを場とする保険教育の在り方が論じられる。一般に家庭教育では親から子への縦の関係のみが重視されがちであるが、ここでは、家族構成員相互の横の関係および子が成長し親となって再び家庭教育を行うというきわめて長期的かつ立体的な教育観が示される。核家族化の進行の中で、教育者としての親自身が価値観の混乱に陥りやすい現在、「生活の安全と保障の重要性と、そこでの真の人間の福祉の生き方を知らしむ」(p.79)には、公的努力と自助努力の補完・補足の関係作りは勿論のこと、保険の本質的倫理観としての相互扶助の精神は大いに役立ち得よう。しかしここで、各家庭に対し「保険企業・保険業界が正しい接し方をしなければ、……“保険嫌悪”、“保険蔑視”が定着してしまう」(p.90)と警告することも忘れていない。保険企業と各家庭との接点において、保険企業側がなした保険教育の成果が、いかに誤解され嫌悪されてきたことであろうか。

多面性・日常性が豊かな家庭教育について述べられた後は、義務性・非選択性を有する学校教育と保険教育の関係について第4章で述べられる。学校教育は、「他の二つの教育（社会教育と家庭教育を指す…評者加筆）に比べ、もっとも意図的・計画的したがって合理的に組織された教育である」(p.98)。このような学校教育と保険教育が一体化・包括化されて扱われるべき必然性について言及する。すなわち、学校教育は、それを終えた後に、社会のあらゆる諸現象と「直接に対決または参加する機会の到来に際し、より以上の学習展開の可能性を事前に植えつけておくための」(p.99)教育であり、「社会に出て、……そこに生活行為があり、生産活動がある限り、保険と生涯無縁ということはありえないからである」(p.99)。他方、学校教育にあっては、「保険必要の実感が薄いままに、……保険教育の実施に入らざるを得ない」(p.100)ことから、教育を授ける側に困難さが伴う。しかしいかなる理由にせよ、学校教育の中で保険教育が無視ないし軽視されているのは事実である。このような現実があるからこそ、保険業界は学校教育の空白・欠落を補うために、社員教育に熱心になり、それによる知識の偏在がトラブルを生じさせることにもなる。だからこそ、初等・中等・高等教育には文字通り教育水準の相違はあるが、それぞれの段階で、相互扶助の必要性と

個人の自立、自己責任の社会における自助努力の必然性、そして権利と責任等に関し、保険教育が取り入れられてよい。ただし、「保険教育とは、それが高等教育・大学教育の段階であっても、保険に関する公正な見識を学生に抱かせたためのものであって」(p.113)。「保険業界や保険企業の利益のためにあるものではない」(p.115)ことは言うまでもない。学校教育の全段階を通じ、特に国民全体の共同利益と保険がいかに関わっているかを理解させることが、真の保険教育の確立となる。保険教育とは、いかに大なる使命を有していることか、改めて感じさせられる著者の言である。

第5章では、消費者教育としての保険教育について論じられるが、本章は前章までの総括と、社会教育の中における消費者教育の在り方が中心となる。そして特に生命保険消費者教育を例に上げながら、論を進めていく。そこでは改めて消費者を社会的存在と規定し、消費者教育においてさえ、真の教育としての“創造性教育”がなされるべきであると説く。創造とは必然的に不安を伴うものであって、保険教育の中心的担当者であるべき保険学者でありながら、「不安を感じない保険学者はみずからのあり方を反省すべきである。いや恥ずべきであろう」(p.146)と結んでいる。評者自身も時として保険消費者教育を担当することもあるが、この言葉は自己への戒めとして深く心に刻んでおきたい。

ところで著者は、自らの研究領域である保険学の分野において、学問としては歴史、理論、政策であるよりは、歴史、理論、予測とすべきであると常に主張してきたが、本書においてもその精神は貫かれている。それが第6章である。保険の将来予測の中で、保険教育に関する選択肢を各方面から示していく。そのときに、保険教育の根本となる保険学の現状・傾向・予測まで含めて論じているのである。たとえば、産学共同の名の下になされる保険研究においては、業界主導型の保険学に陥る可能性があること、それによって保険教育自体の中立・公正さが侵される危険性があることなどへの危惧が表明される。保険業界に豊富な財力、人員そして情報が集中するとしても、保険研究者・保険学者としての独立性を保たねばならない。保険を取り巻く環境変化が史上まれに見るほど激しい現在、それに追いつき、将来を予測しながら保険研究および保険教育に当たる保険学者たるにはどうあらねばならないのであろうか。

この疑問に答えようとするのが第7章である。その

ために著者は、保険学成立の歴史的背景と現状における保険学の位置を述べることから始めるが、そこでは今まで以上に激しい論調で訴え続けていく。たとえば、「保険事業が求める知識は〈約款論→料率論→マーケティング論→金融論→経営環境論〉へと変転を続けてきたのに」(p.203) 対し、「実は保険学はそれに応じきれなかった」(p.204) という。その原因の1つは、勿論、保険学者の致命的ともいべき数の少なさにある。「保険学者が数の少なさと研究方向と内容の非弾力性に落ち込んでいる中で、業界出身の研究者・学者がある程度の数で誕生し、空隙の穴埋めをした」(p.204)。そして保険学は、「“国民のための学”とか“社会大衆の福祉の学”であるよりは、まず“保険業界の学”とか“保険企業の学”として在るようになった」(p.205)。しかも保険学に対しては、業界出身者だけではなく、他の学問分野が進出し、「あっさりと攻め込まれて、学問成果の良いところを疾風(はやて)のごとくに浚われてしまうという現象が、今、はやりつつある」(p.206) という。つまり、保険学が保険学として在ることさえ不可能な状態になりつつあるとまで、著者は警告しているのである。これを打破するためには、「保険学に他学の参入を歓迎すると同時に、保険学が他学に参加していくこと」(p.207)。そして今こそ保険学者として論じ、書き、出版し、公表しなければならないとする。こうして著者は、保険学が取り組むべき諸学を例示し、保険が緊急に対応すべき重要な環境変化まで論じていく。そして最後に、保険学と保険学者のあるべき姿を示唆する。そこで示された2つの引用文は特に象徴的かつ印象的であるが、1つだけここに再引用しておきたい。「モーツァルトは、その晩年ともいべきところから、少数の例外は別として、他人から委託されて、または特定の相手のために作曲することは、もはやほとんどなくなった。最後のシンフォニックな諸作品も、委託や上演にかかわりなく、『自分のために』書かすにはいられなかったのである。こうして、委託や義務による作曲がしだいに絶対的な自己表現に移って行く」(p.209) というのがそれである。本書が「生命保険文化センター」の委託研究の成果であることを知ったとき、この引用文に込められた著者の学問に対する熱意と信念を汲み取らずにはおれない。

終章、「むすび」として、保険教育の現場から臨時教育審議会第一次答申を踏まえて保険教育を論じているが、ここでは「社会内のもしもの時に備えるのが保

険であるなら、保険のもしもの事に備えるのが保険学であり、保険理論であるはずである」(p.226) という著者の保険学への信頼を紹介するだけにとどめておきたい。

以上で本書『保険教育論』の概略的内容紹介を終るが、最後にもう1つだけ断っておきたいことがある。本書の副題は「——その社会学と教育学の融合——」となっていた。評者としては、勿論それが意味することを汲み取ろうとして読み進んだのであるが、やはり保険研究者としての立場からしか理解することができなかったという点である。著者が副題にかけた情熱・熱意は各章の端々で感じ取ることができて、評者がそれを第三者に伝えるべき理解力・表現能力に欠けていたことは返す返す残念である。しかし保険研究者として読み進み、それだけでは論じきれないという事実が、逆に本書の深遠性を物語るといえよう。そして「保険教育論」という新しい分野が、ここに確実な第一歩を踏み出し、それが保険学理と社会学と教育学との融合の中で発展の時を待っているという認識も得た。

また、本書は保険教育論である以上に、保険研究者教育論あるいは保険学者教育論であり得ること、そしてこれを率直に受けとめることができるか否かに、保険学の将来までもがかかっていることを肝に銘じておきたい。

なお、本書の所々に組み込まれていた著者の手による随筆(『三田評論』などに掲載されたもの)が、それぞれの場における著者自身の真意をさらに明確に伝えるものとして、有機的に機能していたことも付け加えておきたい。

(愛知学院大学)